

平成30年第2回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成30年2月14日(水) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 西分庁舎 1階会議室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

| | |
|-----|---------|
| 教育長 | 平 林 道 博 |
| 1 番 | 加 藤 博 之 |
| 2 番 | 山 田 幸 男 |
| 3 番 | 五 嶋 久 年 |
| 4 番 | 柴 田 洋 子 |

説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 奥 村 勝 彦 |
| 事務局次長兼 | |
| 学校教育課長兼 | 工 藤 仁 士 |
| 学校給食センター所長 | |
| 教育総務課長 | 酒 井 浩 二 |
| 社会教育課長 | 工 藤 将 哉 |
| スポーツ文化課長 | 工 藤 嘉 高 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|----------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 鈴 木 友 恵 |
| 教育総務課総務係 | 丸 山 佳 子 |

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成30年第1回教育委員会定例会の会議録に、1番加藤博之委員と2番山田幸男委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、3番五嶋久年委員と4番柴田洋子委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

1月26日青少年育成市民会議顕彰者選考委員会に出席した。以前、加藤委員より教育功労者表彰との兼ね合いについてご意見をいただいた。選考委員会にて問題提起したところ、青少年の健全育成に貢献するもので、教育功労者表彰の対象と比較して功労の継続期間が短いものを市民会議による表彰の対象とするのが適当ではないかとの意見が出た。いずれにせよ、青少年育成市民会議の表彰についても実のあるものにしたい。2月18日の市民会議で感謝状の贈呈が行われるので、出席する。

1月29日には、魅力ある瑞高づくり推進会議に出席した。瑞浪高校では生徒確保に向けて、きなあつた瑞浪や市役所ロビーなどに学校紹介のブースを設けるなど、情報発信に力を入れている。今後も生徒確保に向けた取組みに尽力する必要がある。

2月6日の小中学校校長会では、今年度の振り返りや来年度に向けての助言などを行った。13日には教育実践論文表彰式に出席した。小中学校合わせて60点、市内教員の28%から論文の応募があった。本市教員の真面目で熱心な教育姿勢を誇らしく思う。

教育長

日程第4、議事に移る。

「議第3号 平成29年度瑞浪市教育費にかかる3月補正予算（第5号）について」について、事務局から説明を求める。

教育総務課長
事務局次長
社会教育課長
スポーツ文化課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

教育長

減額補正の基準について、補足説明を求める。

| | |
|---------------------------------------|---|
| 教育総務課長 | 不用額が 100 万円以上、もしくは執行率 70%未満の事業を目安としている。 |
| 事務局長 | ただし、歳入欠陥（歳入が当初見込んでいた予算額を下回ること）は、少額でも補正することが原則である。 |
| 加藤委員 | 特別支援教育就学奨励経費の財源はどのようなか。 |
| 事務局次長 | 一般財源である。 |
| 教育長 | 中央公民館施設管理経費の減額理由は、どのようなか。 |
| 社会教育課長 | 管理業務委託契約額が減額したことによる。従前とは違う事業者と契約した。契約期間は 5 年である。 |
| 教育長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 教育長 | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第 3 号 平成 29 年度瑞浪市教育費にかかる 3 月補正予算（第 5 号）について」を原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議ないものと認める。よって「議第 3 号」は原案のとおり決する。 |
| 教育長 | つづいて「議第 4 号 平成 30 年度瑞浪市教育費にかかる予算について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。 |
| 教育総務課長 事務局次長 社会教育課長 スポーツ文化課長 | 【議案資料より説明】 |
| 教育長 | 事務局から提案説明があつたが、質疑はあるか。 |
| 山田委員 | 留守番電話設置に関する経費は、計上されているか。 |
| 事務局次長 | 計上されている。 |
| 山田委員 | 瑞浪北中学校スクールバス運行管理業務委託にかかる債務負担行為について、期間が平成 29 年度から 35 年度とある。開校は平成 31 年度であるが、どのようなか。 |

| | |
|--------|--|
| 教育総務課長 | 事業者は、前年度中に車両や運転手の確保などの手配が必要なことから、債務負担行為による予算措置を行い、29年度中に契約する。支出は31年度からである。 |
| 加藤委員 | 5年間で215,000千円を見込んでいるということか。 |
| 事務局長 | 複数年にわたる契約を結ぶ場合、債務負担行為による予算的な裏付けが必要である。債務負担行為限度額は上限であり、実際の契約金額はそれ以下となる。 |
| 山田委員 | 国庫支出金の中に、へき地児童生徒援助費等補助金とあるが、本市にへき地に該当する地域はあるか。 |
| 事務局次長 | ない。 |
| 教育総務課長 | 瑞浪南中学校のスクールバス利用者のうち、通学距離が6 km以上のものに対する補助金である。 |
| 五嶋委員 | 明世小学校の校舎棟増設について、請負可能な業者は沢山あるか。 |
| 教育総務課長 | ある。競争入札で決定する。 |
| 加藤委員 | 建築よりリースの方が安価ということか。 |
| 教育総務課長 | リースとすることで、分割支払とすることができる。歳出額を平準化できる点がメリットである。リース料を支払い終わると、校舎棟は本市に譲渡される。 |
| 事務局長 | 明世小学校の校舎棟増築は、緊急案件である。設計施工一括契約とすることで、設計と施工を分ける場合に比べ、スピーディに事業を実施できる。 |
| 加藤委員 | 公共施設の建築については、今後もこのような傾向となるのか。 |
| 教育総務課長 | 早急な対応が必要な場合には、有効と言えよう。 |
| 教育長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 教育長 | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第4号 平成30年度瑞浪市教育費にかかる予算について」を原案のとおり承認することに異議はないか。 |

| | |
|--------------------|--|
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議ないものと認める。よって「議第4号」は原案のとおり決する。 |
| 教育長 | 次に「議第5号 財産の取得について」について、事務局から説明を求める。 |
| 事務局次長 | 【議案資料より説明】 |
| 教育長 | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 教育長 | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第5号 財産の取得について」を原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議ないものと認める。よって「議第5号」は原案のとおり決する。 |
| 教育長 | 次に「議第6号 瑞浪市化石博物館の特別に開館する日について」から「議第19号 瑞浪市民図書館の特別に開館する日及び特別に休館する日の承認について」の14議案を、一括審議する。 14議案について、事務局から説明を求める。 |
| スポーツ文化課長 社会教育課長 | 【議案資料より説明】 |
| 教育長 | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。 |
| 五嶋委員 | 地区公民館ごとに開館日、閉館日に差があるのは、なぜか。 |
| 社会教育課長 | 指定管理事業者ごとに、独自の取り扱いがある。例えば、「開館」の中には、「公民館は休業だが、貸館は可能な日」を含む場合がある。施錠、開錠は別途委託しており、貸館がなければ閉館となる。 |
| 加藤委員 | 陶、稲津公民館も土、日曜日は、事務所は施錠されているが、貸館は可能である。 中央公民館の特別に休館する日については、どのようなものか。 |
| 社会教育課長 | 祝日と月曜日が重なる場合、火、水曜日を休館とするとの定めがあるが、月曜日は利用者が少ないこともあり、現状は特別に休館する日としている。平成30年度中に関連する条例を整備し、正式に休館とすることを考えている。 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 教育長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 教育長 | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第6号 瑞浪市化石博物館の特別に開館する日について」から「議第19号 瑞浪市民図書館の特別に開館する日及び特別に休館する日の承認について」の14議案について、原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議ないものと認める。よって「議第6号」から「議第19号」は原案のとおり決する。 |
| 教育長 | 次に「議第20号 平成30年度の瑞浪市の教育の方針と重点について」、事務局から説明を求める。 |
| 教育総務課長 事務局次長 社会教育課長 スポーツ文化課長 | 【議案資料より説明】 |
| 教育長 | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。 |
| 教育長 | 教育総務課の日吉中学校の転用事業について、使用開始は平成32年度からである。平成31年度の中学校統合と同時期からではないことについて、補足説明を求める。 |
| 教育総務課長 | 中学校を小学校に転用するにあたり、改修が必要である。平成30年度に設計業務を行い、31年度に改修工事を行う予定だ。 |
| 教育長 | 給食センターについて、改築後20年目を目途に施設設備全体の改修を行うとあるが、来年度は何を行うのか。 |
| 事務局次長 | 予算措置はないが、改修計画の策定に着手する。 |
| 加藤委員 | スポーツ文化課の文化振興について、文化施設4館の今後の取扱いについて、もっと大きく取り上げるべきではないか。 |
| スポーツ文化課長 | 「重点Ⅲ 文化施設の充実」に包含した。4館に関する今後の方針については、12月の教育委員会協議会で承認いただいた。今後は、庁内で調整を進めていく。 |
| 教育長 | 長期的な視点で、対処していく。 |

| | |
|--------|--|
| 教育長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 教育長 | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第20号 平成30年度の瑞浪市の教育の方針と重点について」について、原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議ないものと認める。よって「議第20号」は原案のとおり決する。 |
| 教育長 | 以上で本日の日程が終了したので、平成30年第2回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。 |
| 15時26分 | 終了 |

上記会議録の正確なることを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名3番委員

署名4番委員

書 記